

東京大学教養学部多文化交流施設に関する申し合わせ事項

キャンパスプラザ（仮）学部・学生協議会学部側教官代表と学生側代表は、5月19日の同協議会における合意に基づき、多文化交流施設の運営について以下のとおり申し合わせる。

学部は、長年にわたる学生会館の正常な運営を評価し、多文化交流施設の運営についても、協議会の議を経るほかは、学部と学生の信頼関係に基づいて、これを学生の自主的活動に委ね、その運営については学生会館に関する諸規則（申し合わせ事項・規約・規則・細則）に基づいて行われることを承認する。

附則 この申し合わせは、東京大学教養学部多文化交流施設管理運営規則の施行と同時に発効する。

平成 10 年 5 月 19 日

東京大学教養学部学生委員長
東京大学教養学部学友会学生理事会議長
東京大学駒場祭委員会委員長代理
東京大学教養学部オリエンテーション委員会委員長
東京大学教養学部学生自治会委員長
東京大学学生会館委員会議長
北ホール委員会